

国民年金からのお知らせ

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送付されます

令和4年分の年末調整や確定申告で、国民年金保険料の社会保険料控除を受けるためには、納付した国民年金保険料の額を証明する書類の添付が必要となります。

国民年金保険料は、納付した全額が社会保険料控除の対象となります

国民年金保険料は、被保険者本人だけでなく、世帯主および配偶者も連帯して納付する義務があります。世帯主または配偶者としてご家族の国民年金保険料を納付したときは、その全額が所得税などの社会保険料控除の対象となります。令和4年中に納められたものであれば、過去の年度分の保険料や追納された保険料も控除の対象となります。

年末調整などの手続きの際に、ご自身の保険料額と合算して申告してください。なお、この場合には、ご家族分の証明書や領収書を添付する必要があります。

◆**11月上旬発送**：令和4年1月1日から令和4年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方(証明書の内容は、1月から9月末までに納付された分と、10月から12月末までに納付が見込まれる分の国民年金保険料額です)

◆**2月上旬発送**：令和4年10月1日以降に、今年初めて国民年金保険料を納付された方(証明書の内容は、10月から12月末までに納付された国民年金保険料額です)
証明書を紛失したときは、ねんきん加入者ダイヤルまたは年金事務所まで再交付の手続きをしてください。

問くねんきん加入者ダイヤル>

☎(0570)003-004(ナビダイヤル)

050 から始まる電話でおかけになる場合は ☎(03)6630-2525

▼受付時間 平日：午前8時30分～午後7時

第2土曜日：午前9時30分～午後4時

※日曜日、祝日(第2土曜日を除く)、12月29日から1月3日まではご利用いただけません。



保険料は
忘れずに
納めましょう!!

保険料が未納の状態であると、将来(老齢)や万一(障がい・遺族)のときに年金を受けられなくなります。

令和4年度保険料額(令和4年4月分～令和5年3月分)

定額保険料(月額)……16,590円(年齢や所得に関係なく一律です)

付加保険料(月額)……16,990円(付加保険料(400円)を上乗せした場合)

◆保険料の納付が困難な方は、ご相談ください。

国民年金には、**保険料免除**、**学生納付特例**、**納付猶予**などの制度があります。

制度を利用されるには、申請が必要です。詳しくは、中村年金事務所にお問い合わせください。

問中村年金事務所 国民年金課 (名古屋市中村区太閤一丁目19番46号)

☎(052)453-7200

(自動音声案内に従って「2」を押した後、もう一度「2」を押してください。)

国民年金保険料の産前産後期間の免除制度について

◆内容

出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間の国民年金保険料が免除されます。なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3カ月前から6カ月間の国民年金保険料が免除されます。

出産とは、妊娠85日(4カ月)以上の出産をいいます。(死産、流産、早産された方を含みます。)

産前産後期間として認められた期間は、保険料を納付したものとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

◆対象者

国民年金第1号被保険者(自営業者など)

◆届け出期間

出産予定日の6カ月前から届け出可能

◆必要書類

母子手帳など(出産後は、市区町村で確認できる場合は不要※)

※別世帯の子の場合、出生証明書など出産日および親子関係を明らかにする書類が必要

問市役所保険年金課(内線124・125)

問中村年金事務所 国民年金課 ☎(052)453-7200

(自動音声案内に従って「2」を押した後、もう一度「2」を押してください。)

11(いい)月30(みらい)日は「年金の日」です

厚生労働省では、「国民一人一人、「ねんきんネット」などを活用しながら、高齢期の生活設計に思いを巡らしていただく日」として、11月30日(いいみらい)を「年金の日」としています。

この機会に、ご自身の年金記録や年金見込額を確認し、将来の生活設計について考えてみませんか。

「ねんきんネット」をご利用いただくと、パソコンやスマートフォンからいつでもご自身の年金記録を確認できるほか、さまざまな機能がご利用いただけます。

- ・将来の年金見込額の試算
- ・電子版「ねんきん定期便」の閲覧
- ・受給に関する各種通知書の確認 など

ご利用方法には以下の2つの方法があります。

- ・マイナポータルからログイン
 - ・日本年金機構のホームページからログイン
- 詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください。

○日本年金機構ホームページ(ねんきんネット)
https://www.nenkin.go.jp/n_net/



日本年金機構
ホームページ